

医療法施行規則第1条の14第7項の規定に基づく診療所について

保健医療圏域	診療所名	所在地	新設／増床	新設／増床 病床数	現在の 病床数	医療法施行規則に おける区分
安芸保健医療圏	室戸市立室戸診療所 (仮称)	高知県室戸市領家 80番地(予定)	新設	19床	0床	医療法第30条の7第 2項第2号に掲げる 医療の提供の推進の ために必要な診療所 その他の地域包括ケ アシステムの構築の ために必要な診療所 (規則第1条の14 第7項第1号関係)